

不正軽油撲滅NEWS



NO. 20 令和4年5月発行

富山県不正軽油防止対策協議会

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7(富山県経営管理部税務課内)
TEL:076-444-3178 FAX:076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様にご紹介しています。

不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、不正軽油に関する情報をお寄せください。皆様からの情報が、不正軽油撲滅につながります！

不正軽油嫌疑で告発！ 兵庫県

兵庫県は12月21日、石油販売業者代表、元ローリー運転手、石油精製業者代表、元工場長の4名を地方税法違反で神戸地方検察庁に告発しました。

県税務課によると、石油販売業者代表と元ローリー運転手は共謀のうえ、県知事の承認を受けず、令和2年3月28日から12月19日の間、軽油と灯油を混和し計約357キロリットルの炭化水素油を製造しました。一方で、石油精製業者代表と元工場長は、それを知りながら識別剤クマリンを除去した灯油132キロリットルを石油販売業者に提供しました。

『燃料油脂新聞』令和3年12月24日

「不正軽油撲滅宣言事業所」登録状況

当協議会では、軽油の販売や使用をしている県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲滅宣言をしていただける事業所を募集しております。

令和4年5月末時点で、455の事業所に登録いただいております。登録いただいた事業所にはステッカーを交付しますので、給油機等に貼っていただければ、適正な軽油を取扱っていることをPRできます。

詳しくは、下記のホームページをご参照ください。

引き続き、当事業の周知・拡大にご協力をお願いいたします。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県不正軽油防止対策協議会

<https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kj00000438/index.html>

⇒「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

使っている軽油がちょっとおかしい！

トラックに灯油を直接給油しているところを見た！ という場合は…

「軽油110番」または「総合県税事務所」までお電話を！

軽油110番 076-444-8110

総合県税事務所 076-444-4507